

令和4年度答申第10号
令和4年5月31日

諮問番号 令和4年度諮問第2号、第3号及び第4号（いずれも令和4年4月15日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 障害者雇用調整金の不支給決定に関する件2件及び障害者雇用調整金の返還決定に関する件

答 申 書

審査請求人X₁（諮問第2号）、審査請求人X₂（諮問第3号）及び審査請求人X₃（諮問第4号）からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

（1）令和4年度諮問第2号及び第3号

本件は、審査請求人X₁及び審査請求人X₂が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）50条1項の規定に基づき障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給を申請したところ、処分庁がいずれも不支給決定（以下「本件各不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人X₁及び審査請求人X₂がこれらを不服として審査請求をした事案である。

（2）令和4年度諮問第4号

本件は、処分庁が、審査請求人X₃に対し、障害者雇用促進法50条1項の規定に基づき支給した調整金について、その一部の返還を求める決定（以下「本件返還決定」という。）をしたことから、審査請求人X₃がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 障害者雇用促進法43条1項（令和元年法律第36号（以下「令和元年改正法」という。）による改正（令和元年9月6日施行）前のもの）は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（法定雇用障害者数）以上であるようにしなければならない旨規定する。
- (2) 障害者雇用促進法49条1項（令和元年改正法による改正（令和2年4月1日施行）前のもの）は、厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、事業主に対する調整金の支給（同項1号）、事業主からの障害者雇用納付金の徴収（同項10号）等の業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。
- (3) 障害者雇用促進法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、同法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給する旨規定する。

上記の政令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。）14条は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日（当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該

事業を廃止した日) から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定する。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書(障害者雇用調整金支給申請書)を機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、前項の申請書には、機構の定める様式による報告書(障害者雇用状況等報告書)を添付しなければならない旨規定する。

- (4) 障害者雇用促進法52条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人X₃は、平成29年6月1日、審査請求人X₁及び審査請求人X₂に分社し、三法人となった。

(履歴事項全部証明書(審査請求人X₁に係るもの、審査請求人X₂に係るもの及び審査請求人X₃に係るもの))

- (2) 審査請求人X₃は、平成30年5月15日、処分庁に対し、平成29年度に係る調整金(平成30年度申請分)の支給申請をし、同年10月23日付けで、調整金の支給を受けた。

審査請求人X₃は、令和元年5月14日、処分庁に対し、平成30年度に係る調整金(平成31年度申請分)の支給申請をし、同年10月23日付けで、調整金の支給を受けた。

上記の各支給申請に係る支給申請書に記載された労働者数及び対象障害者である労働者の数は、審査請求人X₁及び審査請求人X₂分を含むものであった。

(平成30年度障害者雇用調整金支給申請書(平成30年5月15日受付)、平成31年度障害者雇用調整金支給申請書(令和元年5月14日受付)、調整金・特例調整金支給決定総括表(支給決定日:平成30年10月16日に係るもの、支給決定日:令和元年10月16日に係るもの))

- (3) 処分庁は、令和元年8月7日、審査請求人X₃に対し、障害者雇用促進法52条2項の規定に基づき、平成29年度に係る調整金について納付金関係業務調査(以下「本件調査」という。)を実施した。

(令和元年度(平成30年度申請分)調整金算定調査書、障害者雇用納付金
関係業務調査 日報・事業主対応記録簿)

(4) 処分庁は、令和2年5月7日付けで、審査請求人X₃に対し、「平成29年6月1日付でX₃・X₂・X₁に分社化した、X₂・X₁を含めて申請していたため」との理由を付して、過大に支給した各調整金(平成29年度に係る調整金のうち110万7000円、平成30年度に係る調整金のうち143万1000円)の返還を求める決定(本件返還決定)をした。

審査請求人X₃は、令和2年5月27日、処分庁に対し、本件返還決定に係る返還決定額を返還した。

(障害者雇用調整金返還決定通知書、A振込入金明細一覧表)

(5) 審査請求人X₁は、令和2年2月27日付け(同年6月30日機構B支部受付)で、処分庁に対し、平成29年度及び平成30年度に係る調整金について、それぞれ支給申請をした。

審査請求人X₂は、令和2年2月27日付け(同日機構C支部受付)で、処分庁に対し、平成29年度及び平成30年度に係る調整金について、それぞれ支給申請をした。

(平成30年度障害者雇用調整金支給申請書(令和2年6月30日受付、同年2月27日受付)、平成31年度障害者雇用調整金支給申請書(令和2年6月30日受付、同年2月27日受付))

(6) 処分庁は、令和2年7月20日付けで、審査請求人X₁及び審査請求人X₂に対し、平成29年度に係る調整金については平成30年度における申請期限を徒過して支給申請されたためである旨、平成30年度に係る調整金については平成31年度における申請期限を徒過して支給申請されたためである旨の理由を付して、本件各不支給決定をした。

(障害者雇用調整金不支給決定通知書(平成30年度申請分に係るもの)、障害者雇用調整金不支給決定通知書(平成31年度申請分に係るもの))

(7) 審査請求人X₁及び審査請求人X₂は、令和2年8月3日、審査庁に対し、本件各不支給決定を不服として、本件各審査請求をした。

審査請求人X₃は、令和2年8月3日、審査庁に対し、本件返還決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和4年4月15日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人X₁、審査請求人X₂及び審査請求人X₃。(以下「審査請求人ら」という。)の主張の要旨

平成29年度に係る調整金の申請手続について、審査請求人X₃の担当者が、機構D支部に連絡し、年度の途中で分社したが、どのように手続したらよいか問い合わせたところ、対応した機構D支部の男性職員が、機構本部と相談して返答すると対応し、後日、これまでどおり一法人として申請するようとの回答を受けた。審査請求人X₃は上記の回答に従い、平成29年度及び平成30年度に係る調整金について、それぞれ審査請求人X₂及び審査請求人X₁分も含め一法人として申請し、各調整金の支給を受けたものである。

処分庁が適切な指示を怠り、本件各不支給決定及び本件返還決定を行ったことにより、審査請求人X₃は返還した253万8000円の損害を、審査請求人X₂は支給されなかった156万6000円の損害を、審査請求人X₁は支給されなかった151万2000円の損害を受けている。

また、処分庁は、弁明書において、審査請求人X₃がハローワークへ提出した障害者雇用状況報告書(平成29年6月1日現在)について、審査請求人X₂及び審査請求人X₁の分を含めず報告している点を挙げているが、当該報告書と調整金の支給申請内容との相違点こそが、調整金の支給申請について、審査請求人X₃、審査請求人X₂及び審査請求人X₁分を一法人としてまとめて申請するよう処分庁から指示があった裏付けとなるものである。審査請求人X₃は、ハローワークへ提出した障害者雇用状況報告書(平成29年6月1日現在)には、分社後の状況を報告すべき点を理解していたが、調整金の支給申請については、上記のとおり処分庁に問い合わせた上で、その指示に従ったという何よりの証拠である。

以上の点から、本件各不支給決定及び本件返還決定の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人らは、各審査請求書において、三法人(審査請求人X₃、審査請求人X₂及び審査請求人X₁)分の調整金を一法人(審査請求人X₃)として申請したことは、処分庁の説明に従ったためであることを理由に、本件各不支給決定及び本件返還決定に対する不服を主張するが、処分庁が、審査請求人らの上記主張について担当部署に確認したところ、本件に係る対応記録は存在せず、事

実関係を確認することはできなかった。

しかしながら、調整金の支給申請に係る事業主の単位については、平成30年度及び平成31年度の「障害者雇用納付金制度 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金・在宅就業障害者特例調整金支給申請書 記入説明書」（以下「記入説明書」という。）に記載されており、具体的には、申告、申請に係る事業主の単位は営業所・出張所等を有するすべての事業所を含めたものであり、ハローワークに提出された「障害者雇用状況報告書」に記載した「事業主」の単位と同一となること、法定雇用率以上の障害者を雇用することは個々の事業主（企業）ごとに義務付けられていること、合併等により新たに法人を設立した場合、新たに事業を開始した日の属する月の翌月以降分について、障害者雇用納付金等の申告、申請を行うことになることが記載されている。

また、調整金の支給申請を行う事業主に対しては、毎年度、記入説明書を送付するとともに説明会を開催しており、機構D支部が平成30年3月6日及び平成31年3月6日（注：平成31年3月5日であると解される。）に開催し、審査請求人X₃が参加した「平成30年度申告申請に係る障害者雇用納付金制度事務説明会」及び「平成31年度申告申請に係る障害者雇用納付金制度事務説明会」においても、合併等により新たに事業を開始した場合の取扱いについて記入説明書と同様の説明を行っている。

審査請求人らは、処分庁の回答を信用して調整金の支給申請を行ったものであり、処分庁が誤った回答をしたことに対して不当性を訴えているものと推測するが、上記のとおり、処分庁は、記入説明書の送付や説明会の開催等により、調整金の支給申請に係る事業主の単位について周知を行っており、本件各不支給決定及び本件返還決定が不当であったとはいえない。

以上により、本件各審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件各審査請求：令和2年8月3日

審理員意見書：令和3年1月21日付け（諮問第4号）

同年3月23日付け（諮問第2号及び第3号）

本件各諮問：令和4年4月15日

(2) これら一連の手続をみると、審理員意見書の提出から本件各諮問までに、

諮問第4号は約1年3か月、諮問第2号及び第3号は約1年1か月を費やしており、その結果、本件各審査請求の受付から本件各諮問までに約1年8か月を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各不支給決定及び本件返還決定の適法性及び妥当性について

(1) 本件で審査請求の対象となっている処分とその法令上の根拠

本件では、審査請求人X₃が、審査請求人X₃、審査請求人X₂及び審査請求人X₁の三つに分かれた後、審査請求人X₃が、三法人合わせた労働者数及び対象障害者である労働者の数を基に平成30年度申請分及び平成31年度申請分の調整金の支給申請をし、これに基づいて各支給決定がされた。そのため、処分庁は、審査請求人X₃に対し既に支給した調整金のうち過大に支給された分についての本件返還決定をするとともに、審査請求人X₂及び審査請求人X₁が各労働者数及び各対象障害者である労働者の数を基に行った平成30年度申請分及び平成31年度申請分の調整金の支給申請に対し、各申請期限を徒過しているとして本件各不支給決定をしたものであり、これらの処分が審査請求の対象となっている。

調整金の支給は、事業主に対してなされるから（障害者雇用促進法50条1項）、法人格が異なり別個の事業主である審査請求人X₃、審査請求人X₂及び審査請求人X₁は、それぞれの労働者数及び対象障害者である労働者の数を基に調整金の支給申請を行わなければならないが、審査請求人X₃が三法人の労働者数及び対象障害者である労働者の数を基にした誤った支給申請を行い、誤った支給がなされた場合は、過大に支給した分につき返還決定がなされることになる。また、調整金は、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に支給申請を行った事業主に支給されるから（障害者雇用促進法施行令14条）、審査請求人X₂及び審査請求人X₁がこの期限を過ぎて支給申請を行っても不支給決定がなされることになる。

(2) 審査請求人X₃が処分庁の指示に従って申請したのかどうかについて

審査請求人らは、三法人合わせた申請を行ったのは、処分庁に問い合わせ、処分庁の指示に従って申請したものであると主張している。

これについて、審査庁は、審査請求人がしたという問合せについての対応記録が存在せず、事実関係を確認することはできなかったとしている。

しかしながら、処分庁から審査請求人X₃に対して発出された「障害者雇用調整金の支給申請等に係る取扱いについて」と題する書面には、「今回の件に関しましては、支部職員からの説明に誤りがあり、そのため適正に申請できなかったという事情を承っております。そのことについては大変申し訳なく存じますが、」等と記載されていること、本件調査の日報・事業主対応記録簿には、分社したことも記載されているにもかかわらず、平成30年度の調整金（平成30年度申請分）、雇用障害者数は「修正なし」とされ、調整金算定調査の結果は「問題なし」とされていることをみると、調査担当者は分社により審査請求人X₃の労働者数が減少したことになるとの認識も持っていなかったと考えられること等に照らすと、処分庁が上記問合せに対して、三法人それぞれが調整金の支給申請をしなければならないとの正しい回答をしたとは考えにくい。処分庁の担当者が、誤った指示ないし誤解を与えるような指示をした疑いは相当濃いと言わざるを得ない。

(3) 処分庁が誤った指示をした疑いがあることをもって処分を取り消すことができるかについて

法令に適合する処分について、処分庁が誤った説明を行った経緯があるとしてもそのことのみをもって直ちに処分が違法となるものではないが、信義則の法理の適用により、処分を違法なものとして取り消すことができる場合はあり得る。

しかしながら、本件においては、審査請求人X₃の担当者が上記問合せを行った際に「分社」の経緯やその状況についての十分な資料の提供や説明まで行ったとは考えにくいこと、記入説明書には、「申告・申請に係る事業主の単位は、営業所・出張所等を有するすべての事業所を含めたものとなります。これは、ハローワークに提出された「障害者雇用状況報告書」に記載した「事業主」の単位と同一となります。」と記載されていること、同記入説明書には、新たに事業を開始した場合には新たに法人を設立した場合が含まれることとした上で、年度途中で新たに事業を開始した場合の申告、申請について「新たに事業を開始した日の属する月の翌月以降分について申告・申請を行うこととなります。」旨記載されていること、これらの申告書、申請書の記入に関する説明会も行われていること等が認められ、これらを総合考慮すると、審査請求人らに法令に従った申請をすることが期待できなかった

とまではいえず、法令の適用についての平等、公平の要請を犠牲にしてまで、処分庁の担当者の説明に対する審査請求人らの信頼を保護しなければならない場合であるとは言い難く、信義則の法理を適用することはできない。

したがって、本件各不支給決定及び本件返還決定は法令に適合した処分であるから適法というべきであって、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

- (1) 本件においては、上記の通り、処分庁の担当者が問合せに対して誤った回答ないし誤解を与えるような回答をした疑いが濃い。事業主からの問合せに対して適正な回答をするための方策が求められる。また、調査担当者においても分社があった場合の調整金の支給申請について正しい認識があったのか疑わしく、本来は調査の際に申請の誤りに気づくべきであったはずであり、この点についても改善が求められる。
- (2) 審査請求人X₃に対する障害者雇用調整金返還決定通知書には、当該処分に対して不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間の教示を記載しなければならないのに（行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条）、その記載がない。決定通知書の記載内容につき、改善が強く求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件各不支給決定及び本件返還命令が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史